

子どもにスマホを持たせる時 親が知っておくべき 大事なポイント

高橋 大洋さん
一般社団法人
セーフティーインターネット協会
主席研究員



子どもがスマホを持つタイミングは年々早まり、2022年の調査では平均10.6歳に。持たせる理由の上位は「緊急時の連絡」(60%)と、「いる場所の把握」(39%)。一方、安心のために与えたはずのスマホは、後々トラブルの原因にも。後悔しないために、保護者が知っておきたいポイントをご紹介します。

保護者が関わり続けるために

まずは、スマホを子どもに「所有」させないこと。「保護者の所有物を貸している」というカタチが、保護者が関わり続ける出発点です。Apple IDやGoogleアカウントのパスワードも保護者が管理すれば、知らないうちにアプリをダウンロードされてしまうことも防げます。スマホの中身を無断で見るなどは避けるべきですが、子どもがルールを守れない時には、いったんスマホを返してもらいましょう。

利用ルールは親子で納得できる範囲に

楽しいことがたくさんあるスマホ利用。ルールを自力で守ることは子どもには難しいものです。でも、守られないまま放置されるのは、ルールが無いよりもダメな状態。「スマホではいけないことはふだんの生活と

一緒」と伝えた上で、専用ルールは「寝る時間の1時間前には利用をやめ、自室には持ち込まない」など、心身の健康を守り、保護者が実行を支援できる最小限の、親子とも納得できる範囲にとどめるのがおすすめ。さらにスクリーンタイムなどの技術的な対応で、利用できない時間帯を指定しておけば、一層守りやすくなるでしょう。

子どもの「好き」「楽しい」を受け止めよう

デビュー期の子どもは、自分の好きなネット動画、楽しんでいるゲームのことを、保護者に知ってほしい、一緒に味わってほしいと思っています。しかし保護者は「わからない」「くだらない」「時間の無駄」と否定しがち。そんな相手には、困ったことが起きた時に相談をする気になどなりません。全てが肯定できる、一緒に遊べる内容とは限りませんが、せつかくの大切なサインを逃さず、正面から受け止める姿勢と、子どもから素直に学ぶ態度が期待されています。

一般社団法人セーフティーインターネット協会(SIA)は、ネット上の誹謗中傷やフェイクニュースの対策に取り組む団体です。アドバイザー養成講座など、ネットセーフティ認定資格制度も提供中です。



※文中の数字はいずれも「モバイル社会白書 2023 年版」

相談 窓口

SNSやインターネット上のやりとりでトラブルに巻き込まれた、被害を受けた、友人が被害に遭い相談を受けた等、ひとりで悩まずに早めに下記の窓口にご相談しましょう。無料でメールや電話での相談ができます。また、詐欺被害など緊急を要する場合は迷わず警察へ。

違法・有害情報相談センター

※相談無料(Web登録にて受付)

インターネット上の書き込みにおける誹謗中傷やプライバシー侵害、トラブル等について、相談者自身で行う削除の対応方法等をご案内しています。(プロバイダやサイト管理者等への削除依頼代行は行っていません)



LINE公式
アカウント

24時間子供SOSダイヤル

なやみまおう
☎0120-0-78310

いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安があったりしたら、ひとりで悩まずにいつでも電話で相談してください。



IPA情報処理推進機構 情報セキュリティ 安心相談窓口

☎03-5978-7509

不正なプログラム及び不正アクセスに関する総合的な相談窓口です。

詳細な事例が掲載されています。電話やメールでの相談もできます。

受付時間：10:00～12:00/13:30～17:00

土日祝日・年末年始は除く



国民生活センター 消費者ホットライン いちゃ ☎188(局番なし)

架空請求や不当請求、ネット詐欺などの消費生活全般に関する相談窓口です。

警視庁 相談ホットライン ☎ #9110

相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。



★詳細については、各機関のHPをご確認のうえお問合せください。